

茨城町の給与・定員管理等について

【公表内容は、総務省の公表様式に基づくものです。】

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 22年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
23年度	34,177	11,390,739	449,775	2,603,001	22.9	22.7

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
23年度	252	1,050,271	148,624	362,038	1,560,933	6,194	5,762

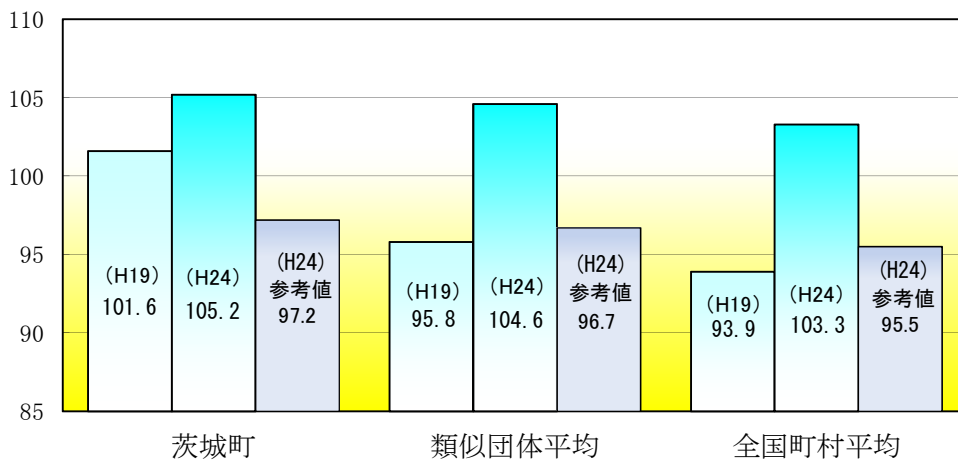
(注)1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成23年4月1日現在の一般職の職員数です。

(3) 特記事項

特別職について、町長は10%、副町長及び教育長は7%減額しています。(実施期間:平成23年7月1日～平成27年3月31日)

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注)1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

2 一般行政職給料表の状況(平成24年4月1日現在)

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の給料月額	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	422,600

※表示額については、給料減額前の数字になります。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成24年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
茨城町	44.7 歳	337,500円	380,406円	357,889円
茨城県	42.9 歳	339,193円	415,012円	372,519円
国	42.8 歳	304,944(329,917)円	—	372,906(401,789)円
類似 団体	42.8 歳	320,717円	376,072円	352,117円

②教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
茨城町	43.8 歳	328,600円	340,480円
茨城県	45.3 歳	386,513円	432,620円
類似 団体	41.3 歳	302,860円	326,114円

(注)1 「平均給料月額」とは、平成24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法に置かないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況(平成24年4月1日現在)

区 分		茨城町	茨城県	国
一般行政職	大学卒	172,200円	172,200円	172,200円
	高校卒	140,100円	140,100円	140,100円
技能労務職	高校卒	—	135,600円	—
	中学卒	—	129,200円	—

※表示額については、給料減額前の数字になります。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成24年4月1日現在)

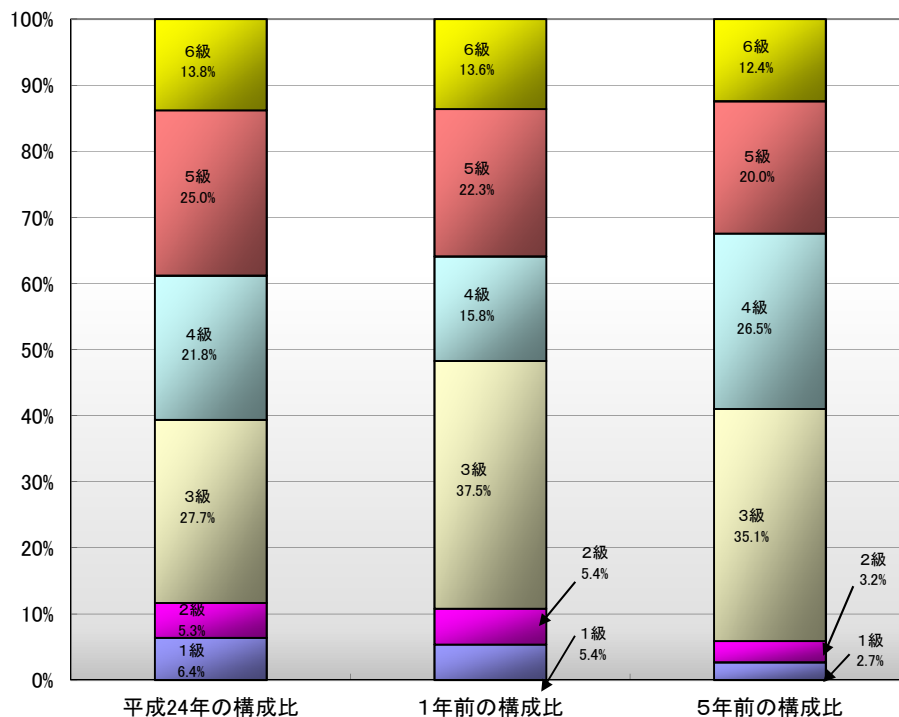
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	—	303,980円	342,125円
	高校卒	—	—	308,666円
技能労務職	高校卒	—	—	—
	中学卒	—	—	—

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成24年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事補	12人	6.4%
2 級	主事	10人	5.3%
3 級	主幹	52人	27.7%
4 級	係長・主査	41人	21.8%
5 級	課長補佐	47人	25.0%
6 級	部長・課長	26人	13.8%

(注) 1 茨城町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1 勤務成績評定の実施状況 地方公務員法第40条に基づき、全職員に対して勤務成績の評定を実施。
2 昇給への勤務成績の反映状況 <ul style="list-style-type: none"> 目標による管理シート及び人事評価表の評価点を基に成績区分を決定する。 成績区分は、S(極めて良好)、A(特に良好)、B(良好)、C(やや良好でない)、D(良好でない)の5区分。 上位区分を全体の20%以内に設定。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

茨城町	茨城県	国
1人当たり平均支給額(23年度) 1,463 千円	1人当たり平均支給額(23年度) 1,677 千円	1人当たり平均支給額(23年度) — 千円
(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

- 勤務成績評定の実施状況
地方公務員法第40条に基づき、全職員に対して勤務成績の評定を実施。
- 勤勉手当への勤務実績の反映状況
 - ・目標による管理シート及び人事評価表の評価点を基に成績区分を決定する。
 - ・成績区分は、S(極めて良好)、A(特に良好)、B(良好)、C(やや良好でない)、D(良好でない)の5区分。
 - ・区分割合を概ね上位区分40%、標準区分60%になるよう設定。

(2) 退職手当(平成24年4月1日現在)

茨城町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
		15,452 千円			26,847 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成24年4月1日現在)

茨城町では支給していません。

(4) 特殊勤務手当(平成24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)		2,882 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		39,478 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度決算)		24.41 %	
手当の種類(手当数)		10	
手当の名称	主な支給対象業務	主な支給対象職員	左記職員に対する支給単価
税務事務手当	町税の賦課及び徴収に関する事務に従事した職員	左記業務に従事した職員	月額1,000円
国民健康保険税事務手当	国民健康保険税の事務に従事した職員	左記業務に従事した職員	月額1,000円
感染症防疫作業手当	感染症の病原体の附着した物件若しくは附着の危険がある物件の処理作業に従事したとき又は感染症の病原体を有する家畜若しくは感染症の病原体を有する疑のある家畜に対する防疫作業に従事したとき	左記業務に従事した職員	日額1,500円
行旅死亡人取扱手当	行旅死亡人の取扱いに従事した職員	左記業務に従事した職員	1件 3,000円
救急業務手当	消防本部及び消防署に勤務する職員が、救急業務に従事したとき	左記業務に従事した職員	1回200円
機関勤務手当	自動車運転の資格を有し、機関の運用操作に従事する者	左記業務に従事した職員	1回400円(大型運用時) 1回300円(中型以下運用時)
出動手当	災害に出動し、防衛活動及び救護活動に従事した消防職員	左記業務に従事した職員	1回200円
夜間特殊業務手当	消防本部及び消防署に勤務する消防職員で交替制勤務を正規の勤務としているものが深夜勤務(午後10時から翌日午前5時まで)に従事した場合	左記業務に従事した職員	深夜勤務時間が5時間以上の場合300円、深夜勤務時間が2時間以上の5時間未満の場合200円、深夜勤務時間が2時間未満の場合150円
救急救命士手当	救急救命士の資格を有し、救急業務に従事した職員	左記業務に従事した職員	1回500円
保健師業務手当	保健師業務に従事した職員	左記業務に従事した職員	月額1,500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(23年度決算)	55,070 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	193,908 円
支給実績(22年度決算)	69,090 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	246,749 円

(6) その他の手当(平成24年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族1人 6,500円(配偶者がいない場合1人のみ 11,000円) ※扶養親族である子のうち満16歳の年度始めから満22歳年度末までの子1人につき5,000円加算	同じ	—	38,768 千円	253,385 円
住居手当	・借家の場合 月額12,000円を超える家賃を払っている職員に支給(家賃の額に応じ27,000円限度に支給)	同じ	—	12,654 千円	93,731 円
	・自宅の場合 世帯主である職員に対し1,000円支給	異なる	支給なし		
通勤手当	通勤距離が2km以上で交通機関などを利用して通勤している職員に支給 ・電車、バス等交通機関利用の場合 6ヶ月定期の価格を基本として1ヶ月あたり55,000円を限度に支給 ・自動車等を使用の場合 使用距離等を勘案し2,000円～25,000円を支給	異なる	距離による加算	33,878 千円	120,562 円
管理職手当	管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、町規則で指定するものについて、その職務の特殊性に基づいて、町規則で定める基準に従い支給する。 ・部長 給料月額10% ・課長 給料月額8%	異なる	国は、「俸給の特別調整額」として、当該職員に適用される俸給表の別及び当該職員の属する職務の級に応じ、俸給の特別調整額欄に定める額を支給	14,290 千円	433,029 円
休日勤務手当	祝日法による休日及び年末年始の休日(代休を指定されたときは休日に代わる代休日)における正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 ・1時間あたりの給与額×135/100	同じ	—	12,418 千円	302,889 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時から翌日の午前5時)に勤務した職員に支給 ・1時間あたりの給与額×25/100	同じ	—	2,794 千円	68,155 円
職員派遣手当	県及び他の団体に派遣された職員に対し派遣手当を支給する。月額20,000円とする。ただし、派遣先より同種の手当が支給される場合は、支給しない。	異なる	—	720 千円	240,000 円
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした職員に支給 ・通常の宿日直勤務 4,200円/回(勤務時間5時間未満 3,150円/回)	異なる	—	391 千円	39,060 円
管理職特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等で週休日又は休日に勤務した場合に支給(1回あたりの単価) ・部長、課長とも 8,000円(6時間超の勤務は上記に150/100を乗じた額)	同じ	—	416 千円	12,606 円

6 特別職の報酬等の状況（平成24年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等			
給 料	町 長 副 町 長	781,000	(868,000)	円	(参考)類似団体における最高/最低額 904,000 円/ 383,500 円 750,000 円/ 311,500 円
		621,000	(668,000)	円	
町長においては平成23年7月1日から平成27年3月31日まで10%、副町長にあつては平成23年7月1日から平成27年3月31日まで7%それぞれ給料月額から減額					
報 酬	議 長	354,000		円	499,000 円/ 227,000 円
	副 議 長	318,000		円	430,000 円/ 182,000 円
	議 員	310,000		円	400,000 円/ 157,000 円
期 末 手 当	町 長	(23年度支給割合) 2.95 月分			(役職加算(15%)加算措置有り)
	副 町 長	(23年度支給割合) 2.95 月分			(役職加算(15%)加算措置有り)
退 職 手 当	町 長	(算定方式) 給料月額×在職年数(9捨10入)×550/100		(1期の手当額) 1,718万円	(支給時期) 任期ごと
	副 町 長	給料月額×在職年数(9捨10入)×310/100		770万円	任期ごと

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

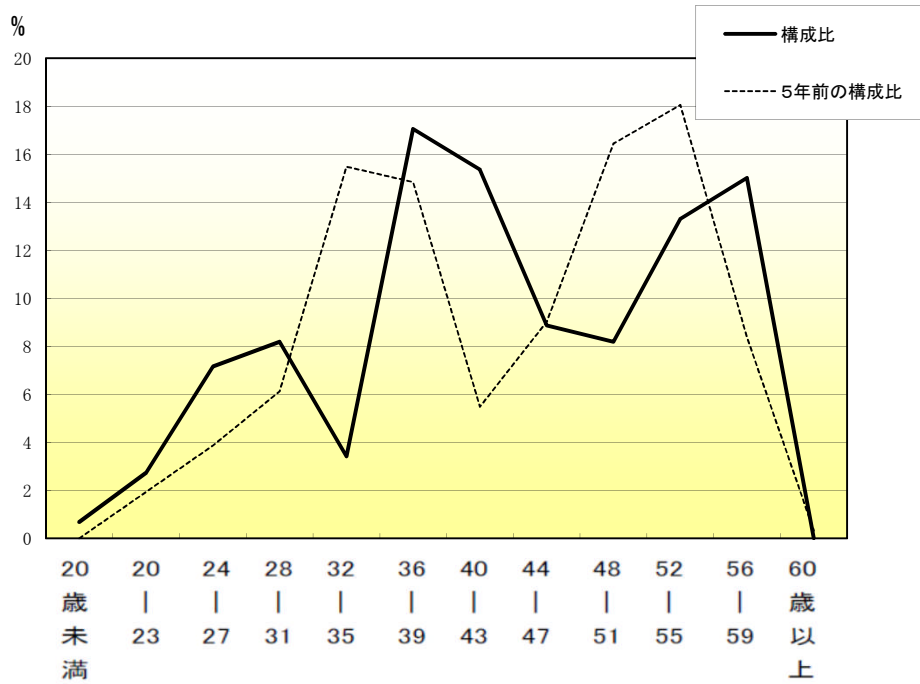
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			平成23年	平成24年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	0	総務一般、企画部門の充実 △2 震災に伴う業務量減に伴う資産税部門の減 △3 農業一般部門の欠員不補充 1 建築部門の充実 △5 中央保育所閉所に伴う減 1 環境部門の充実 △2 <参考> 人口1万人当たりの職員数46.82人 (類似団体の人口1万人当たり職員数51.99人)
		総 務	46	52	6	
		税 務	23	21	△2	
		農 林 水 産	23	20	△3	
		商 工	5	5	0	
		土 木	27	28	1	
		民 生	23	18	△5	
衛 生	12	13	1			
	計	162	160	△2		
	教 育	44	46	2	教育一般、幼稚園の充実	
	消 防	47	46	△1	消防部門の欠員不補充	
	小 計	253	252	△1	<参考> 人口1万人当たりの職員数73.73人 (類似団体の人口1万人当たり職員数68.95人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道 下 水 道 そ の 他	水 道	15	13	△2	震災に伴う業務量減による人数減 △1 農業集落排水事業部門の欠員不補充 △2 国保、医療年金部門の欠員不補充 △5 <参考> △6 人口1万人当たりの職員数86.02人
		下 水 道	13	12	△1	
		そ の 他	19	17	△2	
		小 計	47	42	△5	
合 計		300 [310]	294 [310]	△6		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
 2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成24年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	2人	8人	21人	24人	10人	50人	45人	26人	24人	39人	44人	0人	293人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 \ 年度	19年	20年	21年	22年	23年	24年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政	166人	166人	160人	158人	162人	160人	△6人	(△3.60%)
教育	50人	47人	47人	46人	44人	46人	△4人	(△8.00%)
消防	45人	46人	45人	46人	47人	46人	1人	(2.20%)
普通会計	261人	259人	252人	250人	253人	252人	△9人	(△3.40%)
公営企業等会計	49人	46人	46人	46人	47人	42人	△7人	(△14.30%)
総合計	310人	305人	298人	296人	300人	294人	△25人	(△5.20%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用	純利益又は実質 収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 22年度の総費用に占 める職員給与費比率
	A		B	B/A	
23年度	千円 726,446	千円 △ 12,698	千円 96,359	% 13.3	% 14.2

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考) 普通会計平均 一人当たり給与費
		基本給	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	人 13	千円 53,970	千円 6,915	千円 19,469	千円 80,354	千円 6,181	千円 6,194

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成24年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成24年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
茨城町	42.3歳	321,500円	514,860円
団体平均	45.4歳	358,043円	528,316円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

茨城町		茨城町(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(23年度)	1,436 千円	1人当たり平均支給額(23年度)	1,463 千円
(23年度支給割合)		(23年度支給割合)	
期末手当	2.6 月分	期末手当	2.6 月分
勤勉手当	1.35 月分	勤勉手当	1.35 月分
	(1.45) 月分		(1.45) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～15%		・役職加算 5～15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (平成24年4月1日現在)

茨城町				茨城町(一般行政職)			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分		勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分		勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分		勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分		最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
・定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)				・定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円		1人当たり平均支給額	15,452 千円	26,847 千円	

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 (平成24年4月1日現在)

茨城町では支給していません。

エ 特殊勤務手当 (平成24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)		38 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		4,800 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度決算)		61.5 %	
手当の種類(手当数)		1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
水道施設管理業務手当	勤務時間外に水道施設の管理業務に従事した場合	左記業務に従事した職員	年末年始施設管理巡回勤務の場合日額3,200円

オ 時間外勤務手当

支給実績(23年度決算)	4,056 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	338,026 円
支給実績(22年度決算)	2,966 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	247,127 円

カ その他の手当 (平成24年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(23年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)
扶養手当	他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族1人 6,500円(配偶者がいない場合1人のみ11,000円) ※扶養親族である子のうち満16歳の年度始めから満22歳年度末までの子1人につき5,000円加算	同じ	—	1,718 千円	245,357 円
住居手当	・借家の場合 月額12,000円を超える家賃を払っている職員に支給(家賃の額に応じ27,000円限度に支給) ・自宅の場合 世帯主である職員に対し1,000円支給	同じ	—	689 千円	114,750 円
通勤手当	通勤距離が2km以上で交通機関などを利用して通勤している職員に支給 ・電車、バス等交通機関利用の場合 6ヶ月定期の価格を基本として1ヶ月あたり55,000円を限度に支給 ・自動車等を使用する場合 使用距離等を勘案し2,000円～25,000円を支給	同じ	—	1,703 千円	130,967 円
管理職手当	管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、町規則で指定するものについて、その職務の特殊性に基づいて、町規則で定める基準に従い支給する。 ・部長 給料月額10% ・課長 給料月額8%	同じ	—	394 千円	393,705 円
管理職特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等で週休日又は休日に勤務した場合に支給(1回あたりの単価) ・部長、課長とも 8,000円(6時間超の勤務は上記に150/100を乗じた額)	同じ	—	— 千円	— 円